

計画見直しの方向性

○札幌市避難場所基本計画見直し検討委員会における検討（熊本地震や北海道胆振東部地震等における課題を踏まえた検討）、災害対策基本法の改正や国の指針・ガイドライン等を踏まえ更なる充実を図っていく。

計画の構成

現行	見直しの方向性
<p>第1章 総則</p> <p>1 計画の目的</p> <p>2 避難者数の想定</p> <p>3 避難場所整備の推移</p>	<p>1 総則</p> <p>※ _____ 新規追加項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難場所の基本的な考え方</u> ・ <u>計画の位置づけ</u>
<p>第2章 避難場所の種類と指定</p> <p>1 避難場所の分類</p> <p>2 指定基準</p> <p>3 指定手続き</p> <p>4 避難場所の開設から閉鎖まで</p> <p>5 避難場所の周知方法</p>	<p>2 避難場所の分類と指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法の改正に合わせ避難場所分類等を見直し（継続検討） ・ 第7章「運営方針」に統合 ・ 避難場所の周知方法の一部追記
<p>第3章 寒さ対策・停電対策</p> <p>1 基幹避難所（市立小中学校体育館）の暖房の現状</p> <p>2 寒さ対策</p> <p>3 停電対策</p>	<p>※第4章「応急救援備蓄物資の整備及び配置」の寒さ対策及び停電対策に統合</p>
<p>第4章 応急救援備蓄物資整備・配置方針</p> <p>1 備蓄の基本的な考え方</p> <p>2 応急救援備蓄物資配置の基本的な考え方</p>	<p>3 応急救援備蓄物資の整備及び配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄整備の基本的な考え方のほか、整備方針を対策別に記載 ⇒寒さ対策／食糧対策／トイレ対策／照明・停電対策／衛生対策／プライバシー対策／ペット対策／車中泊避難 その他
<p>第5章 災害時要援護者対策</p> <p>1 災害時要援護者の状況</p> <p>2 災害時要援護者対策</p>	<p>4 要配慮者等への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮の基本的な考え方のほか、要配慮者や女性、性的マイノリティ、ペット同行避難者など、配慮が必要な方への配慮の方針を対象者別に記載 ⇒高齢者／障がい者／妊産婦／幼児・小児／外国人／女性／性的マイノリティ／ペット同行避難者／車中泊避難者／在宅被災者
<p>第6章 生活環境の確保等</p> <p>1 基幹避難所における生活環境の維持</p> <p>2 基幹避難所の施設整備</p>	<p>5 避難場所における生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針を対策別に記載 ⇒停電など暖房機能停止時における寒さ対策／トイレ対策／情報・通信対策／健康・衛生対策／犯罪防止対策
<p>第7章 運営方針</p> <p>1 開設・運営の基本的な考え方</p> <p>2 運営に係る対応力及び地域防災力の向上</p>	<p>6 運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>開設、閉鎖・集約の基本的な考え方</u> ・ 運営の基本的な考え方 ・ 地域防災力の向上と自主運営を目指して

現 行	見直しの方向性
<p>○計画の目的 札幌市地域防災計画に基づき、被災者の安全確保と復旧に向けた支援対策の拠点となる避難場所について、備えるべき機能目標を設定し、その整備方針を定めるもの。</p> <p>○避難者数の想定 第3次地震被害想定による発災当日の避難場所避難者数111,000人を想定</p> <p>○避難場所整備の推移</p>	<p>●計画の目的 変更無</p> <p>●避難者数の想定 変更無</p> <p>●避難場所整備の推移 今回の変更概要について記載</p> <p>●避難場所の基本的な考え方（追記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の機能 <ul style="list-style-type: none"> ①緊急物資の集積場所 ②情報発信の場所 ③情報を収集する場所 ④在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所 ・避難場所の施設のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ⇒避難場所は、「避難が必要な方」を受け入れる施設 ⇒避難場所は、避難者を一時的に受け入れる施設 ・自助、共助の取組の重要性 <ul style="list-style-type: none"> ⇒自助の取組として、自宅の耐震化や家具の転倒防止、食糧・水・防寒具等の備蓄等 ⇒共助の取組として、避難の際に支援が必要となる方の把握及び避難支援の方法の事前取り決め、災害時の安否確認方法の事前取り決め等 <p>●計画の位置づけ(追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法や地域防災計画、国の指針やガイドライン、避難場所運営マニュアルとの関連性等を含め計画の位置づけを図示 <div data-bbox="913 1066 1771 1406" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[■ 災害対策基本法] --- B[■ 地域防災計画] A --- C[■ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（国） H25.8制定] C --- D[■ 避難所運営ガイドライン（国） H28.4制定] D -.- E[■ 避難場所運営マニュアル] E --- F[■ 避難場所基本計画] </pre> </div>

現 行	見直しの方向性																								
<p>○避難場所の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所を一時避難場所、広域避難場所、収容避難場所に分類。限られた人員、資源を活用し効果的に避難場所を運営するため、収容避難場所を基幹避難所と地域避難所に区分 	<p>●避難場所の分類（変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで避難場所の分類を保持しつつ、災害対策基本法の改正（平成25年）に合わせ避難場所分類を見直すと下記のとおりであるが、法改正の趣旨を踏まえ、「緊急的に逃げる場所」と「滞在する施設」とが明確に判別できるよう、分かりやすい名称やHP・防災マップでの表示方法を含め継続検討 																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時避難場所</td> <td>発災して避難が必要な場合、地域で一時（いつとき）集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所【公園や市立小中学校のグラウンドなど】</td> </tr> <tr> <td>広域避難場所</td> <td>大規模火災が発生した場合、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所【大規模な公園やグラウンドなど】</td> </tr> <tr> <td>収容避難場所 (基幹避難所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自宅で生活できない人等が、屋内の施設で身体や生命を守る場所 基幹となる避難所で想定する最大の避難者数を収容する施設【市立小中学校など】 </td> </tr> <tr> <td>収容避難場所 (地域避難所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自宅で生活できない人等が、屋内の施設で身体や生命を守る場所 一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は、基幹避難所へ統合 </td> </tr> <tr> <td>福祉避難場所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等、収容避難場所での生活に特別な配慮を必要とする人を収容する施設 事前に協定を結び発災後指定 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	概要	一時避難場所	発災して避難が必要な場合、地域で一時（いつとき）集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所【公園や市立小中学校のグラウンドなど】	広域避難場所	大規模火災が発生した場合、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所【大規模な公園やグラウンドなど】	収容避難場所 (基幹避難所)	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で生活できない人等が、屋内の施設で身体や生命を守る場所 基幹となる避難所で想定する最大の避難者数を収容する施設【市立小中学校など】 	収容避難場所 (地域避難所)	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で生活できない人等が、屋内の施設で身体や生命を守る場所 一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は、基幹避難所へ統合 	福祉避難場所	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等、収容避難場所での生活に特別な配慮を必要とする人を収容する施設 事前に協定を結び発災後指定 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時避難場所</td> <td>発災して避難が必要な場合、地域で一時（いつとき）集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所</td> </tr> <tr> <td>指定緊急避難場所</td> <td rowspan="2">災害から身を守るため緊急に避難する場所。災害の種類ごと（洪水、土砂、地震、大規模な火事）に指定</td> </tr> <tr> <td>指定緊急避難場所 兼 指定避難所（基幹）</td> <td>基幹となる避難所で想定する最大の避難者数を収容する施設</td> </tr> <tr> <td>指定避難所（地域）</td> <td>一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は、基幹避難所へ統合</td> </tr> <tr> <td>福祉避難場所</td> <td>要配慮者等、指定緊急避難場所での生活に特別な配慮を必要とする人を収容する施設。事前に協定を結び発災後指定</td> </tr> </tbody> </table>	名称	概要	一時避難場所	発災して避難が必要な場合、地域で一時（いつとき）集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所	指定緊急避難場所	災害から身を守るため緊急に避難する場所。災害の種類ごと（洪水、土砂、地震、大規模な火事）に指定	指定緊急避難場所 兼 指定避難所（基幹）	基幹となる避難所で想定する最大の避難者数を収容する施設	指定避難所（地域）	一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は、基幹避難所へ統合	福祉避難場所	要配慮者等、指定緊急避難場所での生活に特別な配慮を必要とする人を収容する施設。事前に協定を結び発災後指定
名称	概要																								
一時避難場所	発災して避難が必要な場合、地域で一時（いつとき）集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所【公園や市立小中学校のグラウンドなど】																								
広域避難場所	大規模火災が発生した場合、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所【大規模な公園やグラウンドなど】																								
収容避難場所 (基幹避難所)	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で生活できない人等が、屋内の施設で身体や生命を守る場所 基幹となる避難所で想定する最大の避難者数を収容する施設【市立小中学校など】 																								
収容避難場所 (地域避難所)	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で生活できない人等が、屋内の施設で身体や生命を守る場所 一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は、基幹避難所へ統合 																								
福祉避難場所	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等、収容避難場所での生活に特別な配慮を必要とする人を収容する施設 事前に協定を結び発災後指定 																								
名称	概要																								
一時避難場所	発災して避難が必要な場合、地域で一時（いつとき）集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所																								
指定緊急避難場所	災害から身を守るため緊急に避難する場所。災害の種類ごと（洪水、土砂、地震、大規模な火事）に指定																								
指定緊急避難場所 兼 指定避難所（基幹）		基幹となる避難所で想定する最大の避難者数を収容する施設																							
指定避難所（地域）	一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は、基幹避難所へ統合																								
福祉避難場所	要配慮者等、指定緊急避難場所での生活に特別な配慮を必要とする人を収容する施設。事前に協定を結び発災後指定																								
○指定基準	●指定基準 変更無																								
○指定手続	●指定手続 変更無																								
○避難所の開設から閉鎖まで	●「6 運営方針 開設・運営の基本的な考え方」に統合																								
○避難場所の周知方法	●避難場所の周知方法																								
<ul style="list-style-type: none"> 各種パンフレットへの掲載（防災マップ、各戸「ト」マップ、区「ト」マップ） インターネットの活用（ホームページ 等） 避難場所標識の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 周知事項（追記） ⇒各種媒体への掲載にあたっては、施設名称や住所のほか、多目的トイレ（オストメイト対応トイレの有無を含む。）やペット飼養スペースの有無も表記するなど配慮 																								
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>指定緊急避難場所</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>指定避難所</p> </div> </div>																								

3 応急救援備蓄物資の整備及び配置

○備蓄整備の基本的な考え方

現 行	見直しの方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後に必要となる食糧、水等は発災後3日間分の家庭内備蓄及び流通備蓄による調達を基本 ・札幌市は、初期（発災後24時間）に必要な不可欠となる備蓄物資を整備 ※最大想定避難者（110,666人）を基に整備 ※食糧は、在宅被災者分を考慮し整備（133,000人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災から3日分程度の家庭内備蓄の普及促進を図る ・北海道胆振東部地震の経験や過去の災害の教訓等を踏まえ、流通備蓄が到達するまでに必要となる備蓄物資を整備 ・食糧のほか、粉ミルクや紙おむつ等の生活必需品は、在宅被災者分も備蓄

○対策別

対策	現 行 ※カッコ内は計画記載なし	見直しの方向性 ※現計画の備蓄物資は原則継続。追加検討項目のみ。
寒さ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹避難所の基本的な寒さ対策 ・寝袋、毛布等、直接身体を保温する用品による対策を基本とする。 ○寝袋、移動式灯油ストーブ等 ・高規格寝袋・毛布を最大想定避難者に対してそれぞれ1個、1枚配給 ・採暖用として移動式灯油ストーブを基幹避難所1か所あたり2台備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹避難所の基本的な寒さ対策 特に配慮が必要な被災者に対して、発災初期からダンボールベッド等を提供する。 ●寝袋、移動式灯油ストーブ等 ・協定による箱型ダンボールベッド調達体制を確保 ・流通停止を想定して箱型ダンボールベッドや簡易ベッドを一定数備蓄 ※要配慮者用 ・停電時の寒さ対策として、移動式灯油ストーブを増強 ※配慮・福祉避難スペースに設置
食糧対策	<ul style="list-style-type: none"> ○食糧 ・避難者に対して、1人あたり3食分（1日分）備蓄（※アルファ化米、クラッカー） ・可能な限りアレルギー対応食品を備蓄 ・乳児用にアレルギー対応用含む粉ミルク、哺乳瓶等を備蓄 ○調理器具 ・調理器具としてLPガスコンロを備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ●食糧 ・発災初期に湯・水が無くてもすぐ食べることができるレトルト食品、避難者のストレス軽減や栄養面等を考慮し、甘味食品・野菜ジュース、咀嚼機能が低下した高齢者や離乳期の乳幼児用として粥を備蓄 ・備蓄食糧整備時にハラル認証品であることを考慮 ・粉ミルクは在宅被災者分も考慮 ●調理器具 ・温かい食事が提供できるよう調理器具の増強（カセットコンロ等） ・学校の家庭科室の調理器具使用を検討
トイレ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易便座・排便収納袋・し尿処理剤を備蓄 ・乳幼児、簡易便座での排泄が困難な高齢者のために、紙おむつを備蓄（※乳幼児用紙おむつの備蓄サイズはS・Lサイズ） ・車いす対応トイレが無い学校については、身障者用便座を備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理剤を使わない携帯トイレの備蓄 ・トイレットペーパー、おしりふき、清掃用品の備蓄 ・乳幼児用の紙おむつはMサイズも備蓄。また、在宅被災者分も考慮 ・オストメイトのストーマ装具の備蓄
照明・停電対策	<ul style="list-style-type: none"> ・LEDランタン（1個）、ろうそくランタン（19個）、ラジオ付き手廻しライト（10個）を備蓄 ・可搬型発電機（全市で16台）に併せて投光器（全市で40台）を備蓄 ・協定により発電機の手配を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ろうそくランタンからLEDランタンに更新 ・基幹避難所1箇所可搬型発電機1台を整備 ※LPガス型の発電機が望ましい ・LED投光器を増強 ・新たな協定により可搬型発電機を調達できる体制を整備 ・平時と災害時に活用できるソーラーパネルと蓄電池の順次整備を検討
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○衛生対策 記載無 ○プライバシー対策 記載無 ○ペット対策 （※ペット用の防災テントと折り畳み式のケージを備蓄） ○車中泊対策 記載無 ○その他 ・情報収集機器として手廻しラジオを備蓄 ・生理用品を備蓄（※生理用品については、1種類（昼用）のみ備蓄） 	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生対策 ・衛生用品（消毒材、ウェットタオル、マスク、口腔ケア用品等）を備蓄 ●プライバシー対策 ・妊産婦や女性のプライバシー保護のためテントや間仕切りを備蓄 ●ペット対策 ・発災初期におけるペットの食糧は、飼い主が持参することや他のペット同行避難者との助け合いにより対応。その後の食糧については、すでに締結している企業との協定により調達 ●車中泊対策 ・車中泊避難者のエコノミークラス症候群発症予防のため弾性ストッキングを備蓄 ●その他 ・生理用品（夜用）を備蓄

現 行	見直しの方向性
<p>○避難者の特性に応じたスペースの確保 ほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮スペースとして以下の居室（6室）を確保 <ul style="list-style-type: none"> 採暖室～移動式灯油ストーブによって暖を採る 救護室～すり傷や微熱など傷病程度が比較的軽い避難者を救護 感染症室～インフルエンザなどの感染症り患者を隔離 授乳室～乳幼児に乳やミルクを飲ませる 更衣室～男女がそれぞれの部屋で着替え 休憩室～避難者同士が談笑や情報交換等 <p>○高齢者・障がい者（身体障がい者）への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関スロープと車いす対応トイレの設置 <p>○障がい者（知的・精神障がい者）への配慮</p> <p>記載無</p> <p>○妊産婦への配慮</p> <p>記載無</p> <p>○幼児・小児への配慮</p> <p>記載無</p> <p>○外国人への配慮</p> <p>記載無</p> <p>○女性への配慮</p> <p>記載無</p> <p>○性的マイノリティへの配慮</p> <p>記載無</p> <p>○ペット同行避難者への配慮</p> <p>記載無</p>	<p>●配慮の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の配慮スペース6室は保持 <p>・①高齢者、②身体障がい者、③知的・精神障がい者、④妊産婦（配慮スペースの授乳室と兼用）、⑤幼児・小児専用の福祉避難スペースを新たに居室（教室等）で確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮スペースや福祉避難スペースの確保については、避難場所の本来機能が休止（休校等）していることが前提であり、また、施設の本来機能の回復（学校の授業再開等）を妨げるものとならないよう留意が必要 ・身体的負担の軽減が必要な方には、ダンボールベッドや簡易ベッドを提供 ・配慮・福祉避難スペースには移動式灯油ストーブを設置 <p>●高齢者・障がい者（身体障がい者）への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難スペース（体育館）での生活が困難な方については、福祉避難スペースを提供するとともに、ダンボールベッドや簡易ベッドにより身体的負担を軽減 ・福祉避難スペースでの生活も困難な方は、福祉避難場所に移送 <p>●障がい者（知的・精神障がい者）への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的・精神障がい者は、集団での生活が困難なことがあるため、早期に福祉避難スペースを提供 <p>●妊産婦への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦は急性期からの配慮が必要なため、福祉避難スペースを提供するとともに、ダンボールベッドや簡易ベッドにより身体的負担を軽減 ・福祉避難スペースでの生活が困難な方は、福祉避難場所に移送 <p>●幼児・小児への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児や小児が気兼ねなく遊ぶことの出来る福祉避難スペース（キッズスペース）を確保 ・被災や避難所生活によるストレスを抱えた幼児や小児に対しては心のケアが必要であることから、関係団体等との連携を強化し対応 <p>●外国人への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国大使館等からの母国語情報を伝達するスペース（壁も活用）や宗教信仰上必要なスペースなど、目的・機能を持たせたスペースを状況に応じて確保 ・外国語によるコミュニケーションの支援（通訳の派遣） <p>●女性への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性用のスペースは避難スペース（体育館）内でエリアを分けて確保 <p>●性的マイノリティへの配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティ（LGBT）に対しては、相談先を掲示するなど、関係団体への「繋ぎ」を支援 <p>●ペット同行避難者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根のあるペット飼育スペースを可能な限り確保 ※温室、玄関（複数ある場合）等 ・ペット同行避難者その他の避難者とのトラブルを最小化し共に生活を送るためのルールをあらかじめ作成

4 要配慮者等への配慮 つづき

現 行	見直しの方向性
<p>○車中泊避難者への配慮 記載無</p> <p>○在宅被災者への配慮 記載無</p>	<p>●車中泊避難者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・車中泊による避難は、エコノミークラス症候群を発症するリスクが高まるため推奨すべきではないが、やむを得ず車中泊する方を把握するため、車中泊スペース（敷地内の駐車スペース）を確保するとともに、巡回保健医療を提供するなど、必要な支援を行う。・車中泊のリスクを周知するため、注意喚起文等の配布により啓蒙に努める。・大型駐車場など避難場所以外の場所で車中泊をする避難者に対しても、状況に応じて食糧等の備蓄物資や巡回保健医療を提供 <p>●在宅被災者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・過去の災害では、在宅被災者に各種物資や情報、医療、福祉等の提供が行き届かなかった事例があることから、地域や関係機関、災害ボランティア等の協力を得て、在宅被災者への支援を行う。

現 行	見直しの方向性
<p>○停電など暖房機能停止時における寒さ対策 記載無 《考え方》 ・寝袋、毛布等、直接身体を保温する用品による対策を基本とし、寒さ対策として採暖室を確保する。</p> <p>○トイレ対策 ・発災直後の断水時は簡易便座・排便収納袋・し尿処理剤で対応 ・協定により仮設トイレを調達</p> <p>○情報・通信対策 ＜通信手段の確保＞ ・特設公衆電話の設置 ・インターネットでの情報収集体制を確保</p> <p>＜避難者や在宅被災者の必要性に即した情報提供＞ ・災害情報収集用のテレビは、既設テレビの活用や流通備蓄により対応</p> <p>＜要配慮者への情報提供＞ 記載無</p> <p>○感染症、ストレス対策等 ・専門家と避難所運営に関わる行政職員等が連携</p> <p>・注意喚起等の対応を行うとともに、感染症り患者を独立したスペースへ早期に隔離</p> <p>○犯罪防止対策 記載無</p>	<p>●停電など暖房機能停止時における寒さ対策 ・厳冬期の災害において、大規模な停電や都市ガスに機能支障が生じた場合は、避難スペース（体育館）での避難生活が非常に困難となることから、避難場所の本来機能が休止（休校等）していることを前提として、状況に応じて居室（教室等）を利用 ・居室の利用は、施設の本来機能の回復（学校の授業再開等）を妨げるものとならないよう留意が必要</p> <p>●トイレ対策 ・過去の災害では、トイレが不衛生な状態になったことで水分補給を控えた避難者が体調を崩した事例があることから、避難場所開設時にトイレ機能を優先的に確立するとともに、トイレ設置の手順や使用時のルールをあらかじめ決めておくことが必要 ・トイレ設置時には障がい者や女性に配慮した対応が必要</p> <p>●情報・通信対策 ＜通信手段の確保＞ ・市・区本部から避難場所への通信手段として施設のFAXやパソコンを活用</p> <p>＜避難者や在宅被災者の必要性に即した情報提供＞ ・避難場所開設後、避難者が必要とする情報は、時間経過に伴い変化することから、避難者の必要性に即した情報を提供</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>＜必要とする情報の例＞ 【当日～3日目】～避難場所の開設状況、市内の被害状況、ライフラインの状況、医療機関の状況、周辺店舗の状況、交通機関の運行状況、デマ情報の訂正等 【3日目～】～行政による支援制度の状況、仮設住宅など住居支援の状況等</p> </div> <p>＜要配慮者への情報提供＞ ・外国人避難者や障がい者に対しては、多言語かつ多様な手段（障がいの特性を考慮）により情報提供 ・各種ツール（多言語シート、筆談ボードやコミュニケーション支援ボード）を活用し情報提供 ・関係団体やボランティア団体等との連携を強化</p> <p>●健康・衛生対策 ・避難者は、生活環境の変化により心身の機能低下、生活習慣病等の疾患の発症や悪化、心の健康に関する問題など、健康上の課題が多く生じることから、専門家と避難場所運営に関わる行政職員等が連携し対応 ・保健師や心のケア班等による巡回保健医療体制の充実・強化 ・避難場所における集団生活では、様々な感染症、食中毒等のリスクが高まることから、避難者への注意喚起、配給食糧の食べ残しの処分、感染症り患疑いの方の感染症室隔離等の衛生管理の徹底を周知</p> <p>●犯罪防止対策 ・盗難や女性への性犯罪等を防止するため、警察による巡回や関係団体による警備を要請</p>

現行	見直しの方向性
<p>○開設・運営の基本的な考え方 <開設の基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 収容避難場所は、区長が開設を判断する。 <p>・避難場所の開錠</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹避難所は、夜間・休日に一定規模以上の地震が発生した場合は、基幹避難所の近傍に住む市職員及び施設管理者が参集して開錠する。 <p><閉鎖・集約の基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 記載無 <p><運営の基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員、施設管理者、避難者及びボランティアなどが協力・連携して行うことが基本 <p>○運営に係る対応力及び地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、企業、町内会などの身近な地域団体などが自主的に被害の軽減に向けた取り組みを進める。 地域の防災力を高めるよう日ごろから避難所開設・運営の研修や訓練を行政と地域が一緒に取り組むよう努め、避難場所の地域での自主運営及びそれに必要な体制を整備することを目指す。 	<p>●開設、閉鎖・集約の基本的な考え方 <開設の基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 開設の判断基準 <ul style="list-style-type: none"> 以下の場合に避難場所を開設する。 <ul style="list-style-type: none"> 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 区災害対策本部長が判断した場合 市災害対策本部長から区災害対策本部長へ開設を指示した場合 避難場所の開錠 <ul style="list-style-type: none"> 避難場所の開錠は、原則、施設管理者が行う。 市職員または住民が先着した場合は、暗証番号キーボックスを活用し開錠 <ul style="list-style-type: none"> ※余震等による建物倒壊など、二次災害発生のリスクがあるため、キーボックスを活用した住民の開錠は最終手段 暗証番号キーボックスの周知 <ul style="list-style-type: none"> 暗証番号キーボックスの設置箇所、活用方法に関して地域住民へ周知を行う。 周知方法等については、防犯や施設の安全性の確認等の課題があることから継続検討 <p><閉鎖・集約の基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の本来機能を回復すること（小中学校の授業再開等）やライフライン（主に電気・ガス・上下水道）が復旧していること（復旧までに長期間要するものを除く。）を踏まえ、以下の場合に区災害対策本部長の判断で避難場所の閉鎖や公共施設等への集約を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖： <ul style="list-style-type: none"> 自宅で生活するため環境が整い、帰宅することが決定している。 仮設住宅など住居の支援体制が整い、避難者全員の受け入れ先が決定している。 集約：避難者の数が減少 <ul style="list-style-type: none"> ※避難場所の閉鎖・集約の具体的な手順は避難場所運営マニュアルで整理 <p>●運営の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な避難所運営を行うため、避難所では、市職員、施設管理者（学校長等）、避難者、町内会、ボランティアなど、そこにいる方全員が世代や性別に関係なくそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力しながら組織的な活動を行う。 <p>●地域防災力の向上と自主運営を目指して</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の災害から公助に限界があることが明らかになっている。このため、市民一人ひとりが自助の取組を進めるとともに、地域、企業、施設管理者、市職員が相互に連携して地域防災力の向上に努める。 地域、施設管理者、札幌市で行う防災訓練や研修において、避難場所開設・運営の要素を積極的に取り入れ、災害対応に係る能力の更なる向上を図り、避難場所における地域での自主運営が可能となるような体制の整備を目指す。